

○国立大学法人筑波大学余裕金運用管理細則

〔平成30年12月20日〕  
〔法人細則第17号〕

改正 令和 6年法人細則第 8号  
令和 6年法人細則第32号

国立大学法人筑波大学余裕金運用管理細則

国立大学法人筑波大学余裕金運用細則（平成20年法人細則第18号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この法人細則は、国立大学法人筑波大学財務規則施行規程（平成16年法人規程第25号）第100条第3項の規定に基づき、余裕金の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（運用の目的）

第2条 国立大学法人筑波大学（第5条第3項第5号、第8条及び第9条を除き、以下「法人」という。）は、余裕金の運用に当たっては、法人の中長期的な財政基盤の強化及び教育研究の発展に資するため、安全かつ効率的な運用を図り、将来にわたって法人の財政の健全性を維持するに足る収益性を確保することを目的とする。

（運用の基本原則）

第3条 余裕金の運用に当たっては、流動性を十分確保するとともに、前条に規定する運用の目的を踏まえ、分散投資に努めるものとする。

（運用の範囲）

第4条 運用の範囲は、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）第35条の2において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「準用通則法」という。）第47条の規定により運用する業務上の余裕金（以下「一般余裕金」という。）及び法人法第33条の5第2項の規定により運用する業務上の余裕金（以下「特定余裕金」という。）とする。

（運用方法及び運用対象）

第5条 資金運用担当役は、出納命令役と連携して、資金運用委員会、経営協議会及び役員会の議を経た運用方針に基づき、余裕金を運用するものとする。

2 一般余裕金は、準用通則法第47条で規定する有価証券、預金及び元本保証のある金銭信託のうちから最も適したものを選定し、運用するものとする。

3 特定余裕金は、次に掲げる運用対象のうちから最も適したものを選定し、運用するものとする。

(1) 準用通則法第47条で規定するもの

(2) 貯金又は外貨建ての預金

(3) 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第1項第4号に規定する資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）に規定する特定社債券

- (4) 金融商品取引法第2条第1項第5号に規定する社債券のうち無担保の社債券
- (5) 金融商品取引法第2条第1項第15号に規定する法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形のうち、内閣府令で定めるもの
- (6) 金融商品取引法第2条第1項第10号に規定する投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に規定する投資信託又は外国投資信託の受益証券
- (7) 金融商品取引法第2条第1項第11号に規定する投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資証券、新投資口予約証券若しくは投資法人債券又は外国投資証券
- (8) 金融商品取引法第2条第1項第17号に規定する外国又は外国の者の発行する証券又は証書で同項第1号から第5号まで、第12号及び第15号に掲げる証券又は証書の性質を有するもの
- (9) 信託会社（信託業法（平成16年法律第154号）第3条又は第53条第1項の免許を受けたものに限る。）又は信託業務を営む金融機関への金銭信託

（委託運用の受託機関における責任）

第6条 資金運用担当役は、前条第3項第9号の委託運用を行う場合には、受託機関に対して、法人の資金の運用管理に当たり専門家としての慎重な注意をもって、専ら委託者たる法人の利益に対してのみ忠実に最善の努力を果たす義務を負うことを求めるものとする。

（委託運用に係るガイドラインの提示と遵守）

第7条 資金運用担当役は、委託運用を行う場合には、この法人細則及び運用対象の資産等に関する事項について別に定める資金運用ガイドラインを受託機関に提示し、これを遵守させるものとする。

（集中投資の回避）

第8条 資金運用担当役は、余裕金の運用に当たっては、流動性を十分確保するとともに、債券等（国債、地方債及び特別の法律により法人の発行する債券を除く。）を取得する場合には、同一発行体が発行した債券等への投資額は、一般余裕金及び特定余裕金それぞれの運用資産総額の1割を超えないものとする。ただし、特定余裕金の運用について、資金運用基本方針で別に定める場合は、この限りでない。

（取得債券等格下げ時の対応）

第9条 資金運用担当役は、取得した債券等（国債、地方債及び特別の法律により法人の発行する債券を除く。）が、取得後にいずれの格付機関による格付も「A」相当未満（第5条第3項第5号に規定するものは「a-2」相当未満、第8号に規定するものは「AA」相当未満）となった場合は、発行体の信用リスク等を十分に留意し、売却又は継続保有等の措置を講じた後、速やかに資金運用委員会及び学長に報告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特定余裕金の運用については、別に資金運用基本方針で定める。

（外貨建て商品取得時における留意事項）

第10条 外貨建て商品により運用を行う場合には、為替変動リスク等に十分留意し、慎重に対応をすることとする。

（投資信託の取得時における留意事項）

第11条 第5条第3項第6号（第7号のうち、第6号に規定する投資信託又は外国投資信託の受益証券の性質を有するものを含む。）の方法により運用を行う場合には、そのリスクの所在を明確に把握し、慎重に対応をすることとする。

（基本ポートフォリオ）

第12条 特定余裕金については、中長期の観点から、基本ポートフォリオを策定し、資産配分の維持管理に努めるものとする。なお、基本ポートフォリオは原則として3年毎に見直しを行い、必要に応じて変更・修正を行うものとする。

（運用の評価）

第13条 運用の評価については、中長期の観点に立脚し、定量評価及び組織、情報並びに運用内容の質等の定性評価を組み合わせ、総合的に行うものとする。

（実績等の報告）

第14条 資金運用担当役は、次に掲げる内容を記載した報告書を四半期ごとに作成し、資金運用委員会及び学長に報告を行うものとする。

- (1) 報告期間末時点における個別金融商品の一覧表
- (2) 運用資産構成比率
- (3) 運用資産全体、資産区分別及び各金融商品別の運用の実績
- (4) リスク状況（取引金融機関、金融商品、基本ポートフォリオ等）

2 資金運用担当役は、前項により作成した報告書を半期ごと毎に経営協議会及び役員会に報告し、必要に応じて審議等を行うものとする。

3 資金運用委員会は、資金運用担当役に対し、必要に応じて、余裕金の運用状況について報告を求めることができる。

（事故時の対応）

第15条 資金運用担当役は、余裕金の運用において事故が発生した場合には、必要な措置を講じた後、速やかに資金運用委員会及び学長に報告しなければならない。

（監査）

第16条 余裕金の運用については、監事及び会計監査人による監査を年2回受けるものとする。

（倫理）

第17条 運用を担当する役員及び職員等の職務に係る倫理の保持に資するために必要な措置については、国立大学法人筑波大学職員倫理規則（平成17年法人規則第22号）を準用する。

附 則

この法人細則は、平成30年12月20日から施行する。

附 則（令6.3.28法人細則8号）

この法人細則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令6.9.26法人細則32号）

この法人細則は、令和6年10月1日から施行する。